附則第十二条第二十五項中「次に掲げる耐震基準適合住宅」を「同項に規定する耐震基準適合住宅（以下この項及び次項において「耐震基準適合住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第二十六項第一号中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第二十七項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該家屋の床面積が五十平方メートル以上であること。

附則第十二条第二十九項中「改修工事の費用に充てるために」の下に「国若しくは」を加え、同条第三十項中「次に掲げる高齢者等居住改修住宅」を「同項に規定する高齢者等居住改修住宅（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「特定居住用部分」の下に「（法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用部分をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。）」を加え、同条第三十一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上であること。

附則第十二条第三十三項中「次に掲げる高齢者等居住改修専有部分」を「同項に規定する高齢者等居住改修専有部分（以下この項及び次項において「高齢者等居住改修専有部分」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第三十四項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十六項中「の額」の下に「（当該改修工事の費用に充てるために交付される補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）を加え、同条第三十七項中「次に掲げる熱損失防止改修住宅」を「同項に規定する熱損失防止改修住宅（以下この項及び次項において「熱損失防止改修住宅」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第三十八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三十九項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十項中「次に掲げる熱損失防止改修専有部分」を「同項に規定する熱損失防止改修専有部分（以下この項及び次項において「熱損失防止改修専有部分」という。）のうち次に掲げるもの」に改め、同条第四十一項中「にあつては」を「には」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（法附則第十七条の三第二項の勧告遊休農地に係る特別の事情）

第十三条の二　法附則第十七条の三第二項に規定する特別の事情として政令で定めるものは、同条第一項に規定する勧告遊休農地に係る次に掲げる事情とする。

一　分筆又は合筆その他これらに類する事情

二　震災、風水害その他の災害による区画又は形質の著しい変動

附則第十五条の二の次に次の四条を加える。

（軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の払込みに係る通知）

第十五条の二の二　法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在道府県」という。）の知事は、法附則第二十九条の十二第二項の規定による払込みを行う場合には、同項の規定により払い込む軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額その他必要な事項を法附則第二十九条の十第一項に規定する定置場所在市町村（次条及び附則第十五条の二の四において「定置場所在市町村」という。）の長に通知するものとする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法）

第十五条の二の三　定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき軽自動車税の環境性能割額、前年度の軽自動車税の環境性能割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第十五条の二の四　法附則第二十九条の十六第一項第一号に規定する政令で定める率は、百分の五とする。

2　法附則第二十九条の十六第一項第二号に規定する地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額は、定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について歳出予算から還付金を支出した場合における当該還付金に相当する金額とする。

3　定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額を通知するものとする。

4　定置場所在市町村は、前項の規定による通知があつた日から三十日以内に、法附則第二十九条の十六第一項に規定する徴収取扱費を定置場所在道府県に交付するものとする。

（総務省令への委任）

第十五条の二の五　前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九から第二十九条の十六まで及び前三条に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項は、総務省令で定める。

附則第三十二条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第一項中「附則第五十二条第一項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第一項に規定する政令」に改め、同項第一号中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同項第三号中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第二項中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第一号中「法第百四十五条第一項に規定する」を削り、同項第二号中「第四百四十二条第二号に規定する軽自動車（二輪のものを除く。）」を「第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの」に改め、同条第三項中「附則第五十二条第二項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第二項に規定する政令」に改める。

一　対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

附則第三十二条第三項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同条第四項中「附則第五十二条第三項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第三項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　対象区域内自動車等（法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

附則第三十二条第四項第三号中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に改め、同条第五項中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に改める。

附則第三十二条の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改める。

附則第三十三条の二の見出しを「（東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。